

市内指定障害福祉サービス事業所等 管理者 各位

横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長

障害自立支援課長

障害施設サービス課長

地域生活支援拠点関連加算の取扱い及び「地域生活支援拠点等の機能に関連する届出」等
について（通知）

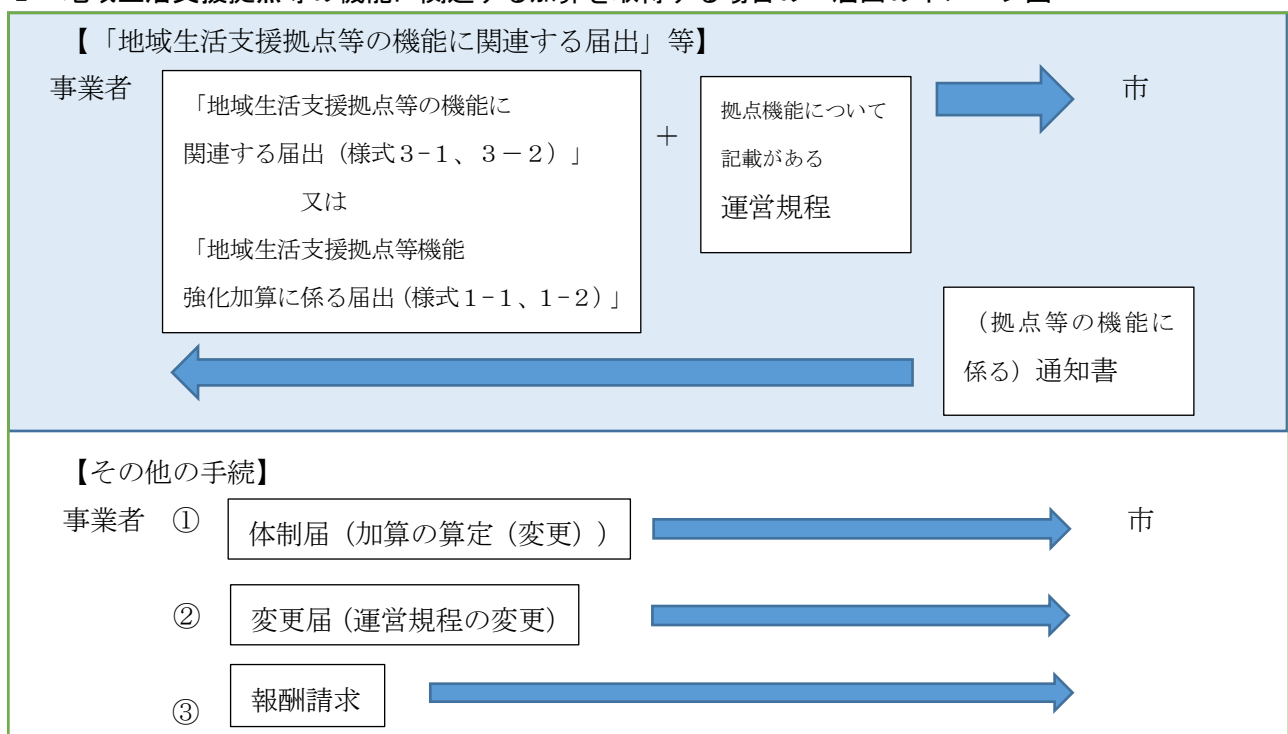
日ごろから、本市障害福祉行政に多大な御協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、「地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」を掲げ、区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関一体の運営によって、障害福祉サービス事業所等を含め既存のあらゆる社会資源を有機的につなぎ、地域生活支援拠点をネットワーク型で整備することで、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を構築しています。このため、本市においてすべての障害福祉サービス事業所等は、そのネットワークにおいて拠点機能の役割を担っています。

このたび、令和6年度の報酬改定において、地域生活支援拠点等の整備促進及び機能の充実・強化を図るため、新たな加算が新設されるとともに、市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順等が示されました。

これにより、本市における具体的な手順として「地域生活支援拠点等の機能に関連する届出」についてお知らせします。地域生活支援拠点関連加算を取得して地域において障害者等に対する支援を実施する場合は、次のとおり御対応をお願いいたします。なお、この通知をもって、従前に発出した令和3年2月25日健障推第2133号及び令和3年4月7日健障自第79号「地域生活支援拠点関連加算の取扱いについて（通知）」については廃止します。

1 地域生活支援拠点等の機能に関連する加算を取得する場合の 届出のイメージ図



2 「地域生活支援拠点等の機能に関連する届出」等が必要な加算

	加算	対象サービス	届出様式
①	緊急時対応加算（地域生活支援拠点等の場合）	訪問系サービス（※1）、 重度障害者等包括支援（訪問系サービスのみ対象）	地域生活支援拠点等の機能に関連する届出 （様式3-1、3-2）
②	緊急時支援加算（地域生活支援拠点等の場合）	自立生活援助、地域定着支援、 重度障害者等包括支援（自立生活援助のみ対象）	
③	地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算	短期入所、重度障害者等包括支援	
④	緊急時受入加算	日中系サービス（※2）	
⑤	障害福祉サービスの体験利用加算	日中系サービス	
⑥	体験利用支援加算・体験宿泊加算	地域移行支援	
⑦	地域移行促進加算（Ⅱ）	施設入所支援	
⑧	地域生活支援拠点等相談強化加算	計画相談支援	
⑨	地域体制共同強化共同支援加算	計画相談支援	
⑩	複数事業所が協働により体制を確保する場合の機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	計画相談支援	
⑪	地域生活支援拠点等機能強化加算（※3）	計画相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ））、 自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	地域生活支援拠点等機能強化加算に係る届出 （様式1-1、1-2）

※1 訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

※2 日中系サービス：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（養成含む）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援（R7.10.1施行）

※3 当該加算を算定する場合には、「地域生活支援拠点等の機能に関連する届出」を提出する前に、担当（障害施策推進課相談支援推進係）までご相談ください。

3 「地域生活支援拠点等の機能に関連する届出」等の届出方法

(1) 提出期限

加算適用予定月の前月15日〆切

※ 令和6年4月、5月適用の体制届を令和6年4月15日までに提出済の事業所は、この通知を確認後すみやかに提出ください。（届出日：令和6年4月1日又は5月1日）

※ 訪問系サービスについては、令和6年3月以前に既に地域生活支援拠点関連加算の届出を行っている事業所は、この通知を確認後すみやかに提出ください。（届出日：令和6年4月1日）（なお訪問系サービスについて、令和6年4月適用で加算に変更が無い場合、体制届の提出は不要であることについて、変更はありません。）

(2) 提出書類（ア及びイ）

ア 届出様式

【2①～⑩の加算の場合】

様式3-1「地域生活支援拠点等の機能に関連する届出」及び

様式3-2「横浜市における地域生活支援拠点の考え方（事前協議）」

【2⑪の加算の場合】

様式1-1「地域生活支援拠点等機能強化加算に係る届出」及び

様式1-2「横浜市における地域生活支援拠点の考え方（事前協議）」

イ 運営規程

運営規程は、当該事業所等が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることが規定されているもの（規定の変更の途中であるものを含む。）に限る（下記【参考】を参照ください。）。なお、事業所の運営規程が変更の途中である場合は、当該変更の完了後、速やかに変更後の運営規程を提出すること。

(3) 提出方法

電子申請により3(2)の提出書類を提出ください。

【電子申請 URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ebbeb5df-9ef5-4607-8bdf-03d73282779c/start>

（ネットから検索する場合は「横浜市電子申請・届出システム」の「手続き一覧（事業所向け）」からキーワード等で検索ください。「**地域生活支援拠点 届出書**」

4 その他の手続（体制届・変更届）

地域生活支援拠点等の機能に関連する加算を取得する場合、上記「3」の届出とは別に必要な届出があります。必ず御確認ください。

- (1) **体制届：加算を算定（変更）する場合等**に必要な届出です。上記「3」の届出のみで加算は算定できません。（加算適用予定月の前月15日〆切（期限までに提出がない場合、加算の請求はできません。））

<<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=74>>

障害福祉情報サービスかながわ>文書/カテゴリ検索>2. 横浜市からのお知らせ>⑤体制届に関するお知らせ（障害者総合支援法）

- (2) **変更届：運営規程を変更した場合**に必要な届出です。

<<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=39>>

障害福祉情報サービスかながわ>文書/カテゴリ検索>2. 横浜市からのお知らせ>③変更等に関する届出等様式（障害者総合支援法）

5 参考資料

横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン

【参考】運営規程に規定する項目及び文言

項目：「目的及び運営方針」又はそれに類する条項

文言：「事業所は、地域生活支援拠点として障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担う。」

合わせて、地域生活支援拠点機能のうち、満たす機能を明記してください。

※下線部分は原文のまま記載をお願いいたします。

※地域生活支援拠点は5つの居住支援機能を備えています。各機能の内容については、「地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」にて必ずご確認ください。

担当 横浜市健康福祉局障害福祉保健部

<訪問系サービス>

障害自立支援課：電話 671-2402

<日中活動系サービス(通所)・入所施設等>

障害施設サービス課施設等運営支援係：電話 671-3607

<障害者地域活動ホーム(法人地活・機能強化)、精神障害者生活支援センター、多機能拠点、短期入所>

障害施設サービス課地域施設支援係：電話 671-2416

<相談系サービス>

障害施策推進課相談支援推進係 電話 671-4133

<体制届・変更届>

障害施策推進課施策調整係 電話 671-3601